

＜はじめに＞

■港区西部地域の学校については、これまでから小規模化が大きな課題となっており、4小学校（八幡屋小、港晴小、池島小、築港小）、1中学校（築港中）で1学年1クラス、いわゆる単学級の状況が何年も続き、今後も増加が見込めない状況となっています。

■こうしたことから学校配置の適正化の議論を進め、令和6年1月30日の大阪市教育委員会会議において、令和9年4月に港中学校と築港中学校の2校を統合、令和11年4月に八幡屋小学校、港晴小学校、池島小学校の3校を統合することが承認されました。

■今般、統合後の築港中学校の跡地をどう活用していくかについて検討するにあたり、地域関係者のご意見をお聞きするため、本会議を設置することとしました。

これまでの経過と 今後の進め方（フロー）

学校再編整備計画案の作成にあたり、各地域、PTA と話し合いを重ねるとともに、令和5年8月～11月に住民説明会を計4回開催しました。
いただいた意見等を踏まえ、学校再編整備計画案を作成しました。

住民説明会及び地域関係者の意見等を総合的に判断し、学校再編整備計画案を取りまとめ、令和6年1月30日に教育委員会会議に上程し、議決されました。

今般、「築港中学校 学校跡地活用検討会議」、「港中学校・築港中学校学校適正配置検討会議」を設置し、また今後、小学校の跡地活用検討会議及び学校適正配置検討会議を設置し、地域や保護者の代表等からご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

適正配置対象校等の検討

学校再編整備計画案の作成

学校再編整備計画案の上程

学校再編整備計画の公表

現在

市会

学校適正配置

・港区では、「港中学校区」「築港中学校区」に含まれる「八幡屋小学校・港晴小学校・池島小学校・築港小学校」と「築港中学校」がここ数年、全学年単学級の状態が続いている
・学校再編が喫緊の課題となっており、対象校や、実施時期など再編案について内部検討を開始

区担当教育次長において、「港区西部地域学校再編整備計画案」を作成
(計画の内容：実施時期、実施後の所在地、学級数・児童数の推移・見込み、実施方法、施設の整備計画、通学路及び通学路の安全対策等)

教育委員会会議による審議及び議決
(令和6年1月30日)

教育委員会会議で議決された計画を区役所のホームページで公表 (令和6年2月2日)

学校跡地活用検討会議 (地域住民による構成)からの意見

意見聴取を行う
・再編整備後の築港中学校跡地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関すること及び活用方針に関すること
○学校跡地活用にかかる定期借地制度等新ルールについて

教育委員会会議による学校設置条例の改正案議決
市会への学校設置条例改正案の上程

学校跡地活用検討会議で取り扱う事項

築港中学校 学校跡地活用検討会議

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画についてお示しし、再編後の築港中学校跡地の在り方、今後の活用方策について、メンバーの方々よりご意見を聴取

メンバー構成

築港地域・港晴地域の地域・保護者の代表等

検討事項

- ・再編整備後の学校跡地における地域防災拠点機能や地域コミュニケーション機能に関すること
- ・再編整備後の学校跡地の活用方策に関すること
- ・その他必要な事項に関すること

学校跡地活用検討会議メンバー及び会議について

メンバーについて

役割

学校配置の適正化による再編整備後の築港中学校学校地の在り方を考え、今後の活用方策に関する事項について、築港中学校下の地域住民等が港区長に意見を表明

任期

統合する日の前日まで
(令和9年3月31日まで)

服務

- ・職務上知り得た非公開の情報を任期中・退任後も漏らすことの禁止 など

解嘱

- ・心身の故障により、職務の遂行が困難となった場合
- ・服務に抵触する行為があった場合

会議について

招集者

港区長

開催頻度

年3～4回程度

開催手法

原則公開。ただし、非公開情報を取り扱う場合は当該項目について非公開とすることができる。

※非公開情報の例

- ・個人情報で公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある
- ・法人その他の団体に関する情報で公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある
- ・本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることとて当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある など

その他

港区長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

学校適正配置検討会議で検討する事項 (学校跡地活用検討会議では取り扱わない事項)

港中学校・築港中学校 学校適正配置検討会議

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画について具体的な計画をお示し、メンバーより新たな学校開校に向けてのご意見を聴取

メンバー構成

各地域の地域住民、児童・生徒の保護者、学校協議会の構成員等

検討事項

- ・ 学校再編整備計画に関すること
- ・ 学校名、標準服、その他統合に向け必要な事項等

未利用地等の活用に係る本市の指針について（令和4年7月時点）

■大阪市未利用地活用方針（平成19年）

処分検討地・継続保有地・事業予定地に分類、売却を重点においた取組

■未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針（令和4年） 定期借地制度等運用の分類

- (1) 売却が困難又は活用まで長期間を要するもの
- (2) 施策等推進・実施において貸付が適当なもの
- (3) 学校跡地など、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、
今後もその機能を継続又は新たに設ける必要があるもの

※学校跡地を含め未利用地については売却が基本であるが、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。

※定期借地等による活用案については、資産流動化プロジェクト用地チーム（関係局）によるフィルタリング等のチェック機能を経て、市の意思決定を得る必要がある。

築港中学校の概要等

■港区築港1丁目2番41号（住居表示）

■校区人口 10,128人（令和6年3月末現在）

■敷地面積 15,994㎡（実測）

■用途地域 第一種住居地域

■容積率 200%

■建ぺい率 80%

■準防火地域

■延床面積 6,192㎡

■接面道路の状況

北東側：市道（現況幅員約8m）

南東側：市道（現況幅員約15m）

南西側：府道（現況幅員約22m）

（北・北西側：公園及び神社）



今後必要となる地域防災拠点機能

現行（築港中学校）の地域防災拠点機能の確保をめざす

■避難可能人数の確保

災害時避難所： 810人

一時避難場所： 12,580人

津波避難ビル： 1,120人

■備蓄物資の保管に必要な倉庫の確保

■電源や水道設備の確保

■定期的な防災訓練の実施機会の確保

■訓練や災害時の施設管理者としての協力体制

現状と課題

■ 築港中学校はこれまで、地域防災拠点機能（災害時避難所など）や地域コミュニティ機能（生涯学習活動を含む地域活動の拠点）を担ってきました。

■ 今後、まちの活性化、子育て世代の居住者増なども地域の課題となっています。

■ 学校跡地の利活用にあたっては、用途地域による制限や既存建物の建築状況、事業用定期借地権設定など活用手法の検討といった観点からの検討も必要です。



求められる機能と各種観点を踏まえた実現性のある幅広い活用方法の検討のため、令和7年度にマーケットリサーチを実施する予定。

マーケットリサーチ（市場調査）について（令和7年度予算計上予定）

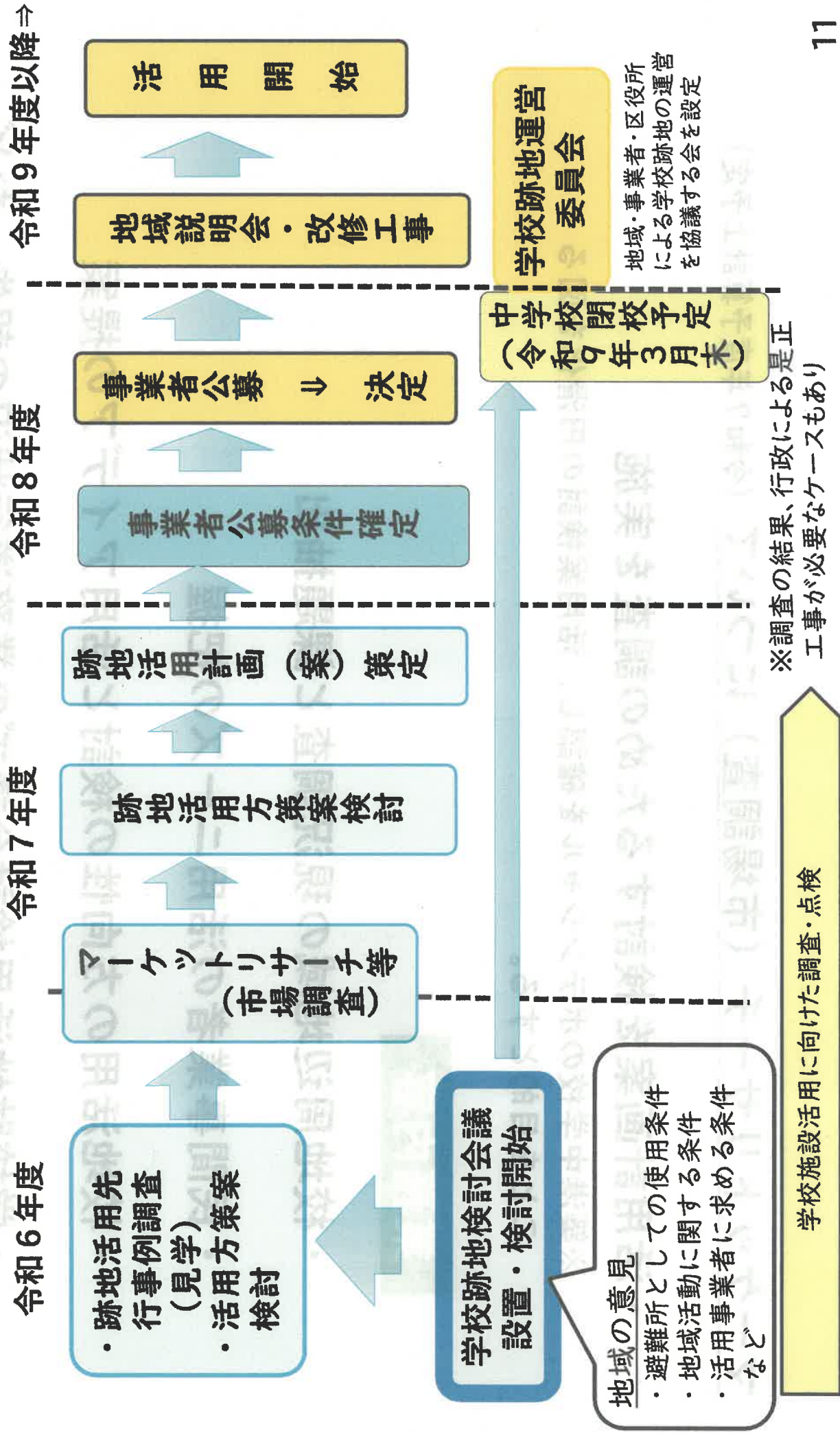
・活用計画案を検討するための調査を実施

※築港中学校のポテンシャルを確認し、活用案検討の円滑化を図ることを目的とする。

業務内容

- ・校地周辺地域の現況調査と課題抽出
- ・民間事業者の活用ニーズの把握
- ・校地活用の方向性の検討と活用アイデアの提案
- ・学校跡地活用検討会議での業務遂行状況の報告 など

跡地活用に向けたスケジュール(素案)



事務局

○担 当 港区役所協働まちづくり推進課
(エリア開発推進担当)

○電話番号 06-6576-9928

○電子メール tg0002@city.osaka.lg.jp

